

学力向上事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、豊中市立中学校および義務教育学校（後期課程）に係る教育課題の解消に向けて、学力向上への取り組みを基本とした教員体制を整え、指導体制の充実を図るために豊中市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する「学力向上事業」のための豊中市立学校非常勤講師（以下「非常勤講師」という。）の配置等について必要な事項を定めることを目的とする。

（事業の実施）

第2条 学力向上事業を実施し、及び非常勤講師の配置をしようとする中学校および義務教育学校（後期課程）の校長は、原則として当該事業を実施しようとする日の14日前までに「豊中市立学校非常勤講師配置願」（別紙様式1）に「学力向上事業実施計画書」（別紙様式2）を添えて教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による配置願等の提出を受けたときは、教育委員会によるヒアリング及び審査を経て学力向上事業の実施及び非常勤講師の配置の要否を決定しなければならない。この場合において、非常勤講師の配置を決定したときの「学力向上事業実施承認通知書」（別紙様式9）による校長への通知事務及び当該非常勤講師の採用内申事務は、教職員課が行う。

教育課題別対応区分	審査・採用・内申等担当課
【学力課題解消】	教職員課
【学力向上の推進】	教職員課

3 前項の表の左欄に掲げる教育課題別対応区分の内容は、次のとおりとする。

（1） 【学力課題解消】

各学校における様々な学力課題の解消・未然防止及び、小規模校における諸課題への対応を推進する場合

（2） 【学力向上の推進】

次に掲げる事項を実施することにより、学力の向上を推進する場合

- ① 学力向上に組織的・継続的に取り組むための組織を設置する。
- ② 学校の課題に応じた学力向上策を策定する。
- ③ 学力向上に係る効果検証を行う。

- 4 教育委員会は、前項の規定により学力向上事業の実施及び非常勤講師の配置を決定したときは、各教育課題にそれぞれ対応した必要と認める時限数について非常勤講師を配置するものとする。

(非常勤講師の授業時間)

第3条 前条第2項の規定により配置された非常勤講師は次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 本務者の授業時間の補填
- (2) 学級増に伴う授業時数の増加による負担を軽減する役割（必要な場合は別室登校の生徒に係る教科指導等及びT. T.による授業も実施）

- 2 非常勤講師1人についての週当たりの授業時間は原則として16時間を限度とする。ただし、特に教育委員会が認めた場合において、20時間を超えない範囲内において勤務することができる。

(非常勤講師の業務)

第4条 前条第4項の規定により配置された非常勤講師は勤務校の他、教育委員会が指定する学校において次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 教科指導及び教科指導に伴う教材準備、採点・評価等
- (2) 担当学年に係る打ち合わせ等
- (3) その他、校長が必要と認める校務

(事業に要する経費)

第5条 学力向上事業に要する経費の額は、教育委員会が予算の範囲内で定める。

(細目)

第6条 前各条に定めるもののほか、学力向上事業について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年1月5日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年1月7日から実施する。